

令和7年度分利用料金表

【 ケアハウス 松森の郷 】

1. この料金表は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に適用する利用料金です。
2. 利用料には、(1)「サービスの提供に要する費用（事務費）」・(2)「生活費」・(3)「居住に要する費用（管理費）」があります。
3. 1ヵ月の基本利用料は、上記(1)・(2)・(3)の合計金額になります。
4. 毎年11月から翌年の3月までは、冬季加算額として「暖房費」を併せて納入して頂きます。

月額料金表 (30名併設) 【 令和7年4月1日改正 】

	対象収入による階層区分	事務費 (1)	生活費 (2)	管理費 (3)	計 (1)+(2)+(3)	冬季加算 11月～3月
1	1,500,000円以下	10,000円	一律 48,764円	一律 33,800円	92,564円	一律 5,410円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,100円			95,664円	
3	1,600,001円～1,700,000円	16,200円			98,764円	
4	1,700,001円～1,800,000円	19,200円			101,764円	
5	1,800,001円～1,900,000円	22,300円			104,864円	
6	1,900,001円～2,000,000円	25,300円			107,864円	
7	2,000,001円～2,100,000円	30,300円			112,864円	
8	2,100,001円～2,200,000円	35,500円			118,064円	
9	2,200,001円～2,300,000円	40,500円			123,064円	
10	2,300,001円～2,400,000円	45,600円			128,164円	
11	2,400,001円～2,500,000円	50,700円			133,264円	
12	2,500,001円～2,600,000円	57,800円			140,364円	
13	2,600,001円～2,700,000円	65,000円			147,564円	
14	2,700,001円以上	65,748円			148,312円	

- (注) 1. 自室で使用する電気、水道、電話等の費用は、自己負担となります。
2. (1)「サービスの提供に要する費用（事務費）」は、対象収入に応じて納入額が変わります。
3. 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等を控除した後の収入をいいます。
4. 上記の利用料のうち、「サービスの提供に要する費用（事務費）」、「生活費」、「冬季加算額(暖房費)」は仙台市の定めた額を基準としており、仙台市の基準が改定された場合は納入額が変更されますので、ご承知おき下さい。（令和7年4月1日改正施行により算定）
5. 2人部屋の場合、合計額の2分の1が150万円以下の場合は上記の額からそれぞれ30%減額となります。（1階層10,000円から7,000円の徴収となります。）
5. その他ご希望により対応可能なサービス

別表 2

サービス内容	金額	内容
服薬管理	100 円／日	施設で薬を管理する場合（配薬・服薬介助含む）
貴重品管理費	1,000 円／月	金銭管理が難しい場合、現金を預かり管理
行事・クラブ活動費	実費	行事、クラブ活動費における材料費等
理美容代	実費	外部委託業者

【サービス提供時間】 午前 8 時～午後 7 時までとなります。